

第16回図書整備推進委員会（書面開催） 意見・質問に対する回答

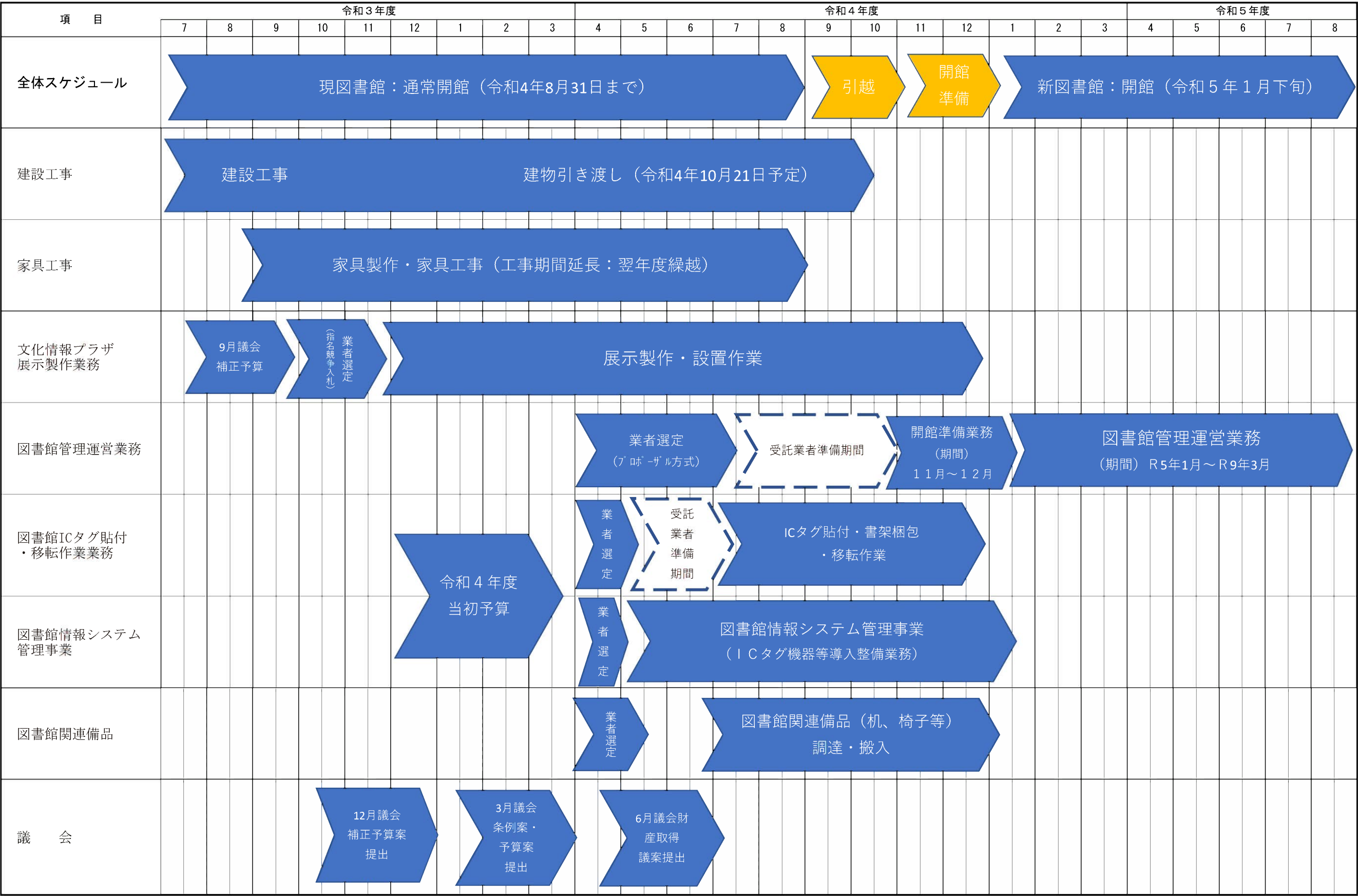
令和3年11月30日（火）開催 第17回図書整備推進委員会
提出資料 1 前回図書整備推進委員会（書面）における意見

各委員からの意見・質問	回答
1. 亀山市立図書館条例の改正について (1)第10条関係 ①図書館の利用者と特定する方法を具体的にお願い致します。 ②4時間超える利用は、一般的にはないと想定しているのか。	① 図書館窓口において、駐車券をご提示いただき精算機で処理し、2時間までの利用の駐車料金を減免する予定です。 ② 長時間の利用も想定しており、地下駐車場とは別に、図書館周辺の土地を借り上げるにより確保する駐車場の利用を無料とし、対応することを考えております。
2. 現図書館と新図書館の管理運営の比較 (1)利用者 ①市内の地域団体、職域団体の条件を10人以上とする根拠はなにか。 ②大学生、県外赴任者、市内在住者の近親者も利用者として、想定すべきでないか。 ③隣接ではないが、四日市市在住の方は、利用者として、想定すべきでないか。 (2)図書館管理運営業務・業務委託の範囲 ①「図書館サービスの向上に係わるイベント開催」の具体的なイメージは。 ②委託先のイメージは。	(1) ① 10人以上の要件については、削除する方向で検討を進めています。 ②③ 資料の借用できる利用者の拡大については、市内在勤・在学者を対象にしていることから、まずは、隣接市である鈴鹿市、津市、伊賀市、甲賀市の在住の方としたところです。 (2) ①② 絵本の読み聞かせ、朗読会、特別展示など図書館利用者の増加につながるイベントの開催が考えられます。また、委託先には、他の公立図書館で実績のある専門事業者を想定しております。
3. 市内高等学校等と連携した若年層の読書活動の推進 これについては、高等学校の学校図書館との連携が必要で、あまり例が無いらしく、成果を上げるのは難しく、非現実的と言われる場合があります。そこで、どのような体制ですめるか、イメージを教えてください。	市内高等学校との連携については、「サービス実施計画」において、市内高等学校等と連携したイベントの開催や高校生による選書・展示などにより、若年層の図書館への来館を促す形での実施を考えております。
4. 地域資料や情報の収集及び活用 これは、新図書館に関係無く、公立図書館が担うべき、極めて重要な役割です。現図書館で、どこまでできていて、新図書館なら、何ができるのか教えてください。	新図書館の整備に向けて、令和2年3月に「亀山市立図書館蔵書計画」を策定し、蔵書の充実を図ることとしております。同計画に基づき、これまでできていなかった地域資料や情報の収集・活用に努めていきたいと考えております。
5. 市民交流 マンションと図書館の間にある交流プラザはイベントがあり、その場合、音もありえることをマンションの住民にも説明され、了承も得られています。そこで以下について、お尋ねします。 ①交流プラザの利用にあたっての所管はどこか。 ②交流プラザの利用手続きはどういうものか。 ③図書館として、交流プラザを利用するイメージを教えてください。	①② 交流プラザの管理については、今後、設立を予定している管理組合が管理することになる予定です。 ③ 図書館イベントについては、原則的には館内での開催を想定しております。 駅前のにぎわい創出のため開催される交流プラザのイベントについては、公益施設として地域住民の方との連携の下、積極的に参画する必要があると考えております。

各委員からの意見・質問	回答
亀山市図書館サービス実施計画について感じたのは、ここに書かれたことを実現させて、運営していくには、多くの人材が必要だということです。 2機能ごとの図書館サービスの取組内容の（５）に、図書館サービスを支える人材育成の項目がありますが、この人材の確保・育成ができていないとすべてのサービスが滞ってしまいます。すぐに取り組んでほしいと思いました。	ご意見のとおり、サービスの実施にあたっては、サービスを支える人材が最も重要であり、図書館サービスの向上のため、研修への積極的な参加のほか知識の共有化や情報交換を行い、人材の育成に取り組みます。また、市民参加による図書館運営を目指しており、ボランティア団体との連携を今まで以上に強化し、図書館を共に育てていくボランティアの育成にも取り組んでまいります。
整備スケジュールでは、予算や業者選定、工事に予定が書かれていますが、前回の委員会でも、多数の意見が出ていました展示スペースが、どのように決定したのか気になりました。	文化情報プラザの展示につきましては、昨年度、設計業務委託料を予算化し、専門業者から様々な提案をいただき、その中でベストな提案を選定し、展示プラン案を策定しました。策定した展示プラン案については、整備推進委員会等へ提示し、いただいた意見を踏まえ修正を加え、最終的に３月開催の教育委員会において決定いたしております。

新図書館整備スケジュール

令和3年11月30日（火）開催
第17回 図書館整備推進委員会
提出資料2 スケジュールについて



本でつながる「まち・ひと・くらし」 ～「地域読書活動拠点」って何？～

今、亀山駅前に新しい図書館が姿を現しつつあります。
新図書館は、さまざまな「知」を「学び」、さまざまな人との交流を「楽しむ」場となることを理念として令和5年の開館をめざしています。

新図書館へたくさんの皆さんにご来館いただくことを願っていますが、同時に身近な場で誰もが本に親しみ、本を通じて語り、地域に関わり、これらによって生き生きとした毎日のくらしを楽しむ取り組みを進めたいと考えています。

また、この取り組みの場として、地区コミュニティセンターなど地域の皆さんが集まる場、例えば高齢者福祉施設、放課後児童クラブ、郵便局や銀行など公共性の高い事業所などを想定し、これらを「地域読書活動拠点」と位置付け、以下のような方法で地域の皆さんと一緒に市内全体で読書を楽しみ、誰もが健やかにくらせるまちづくりにつなげていきたいと考えています。



工事が進む新図書館

新図書館で
進めたいこと

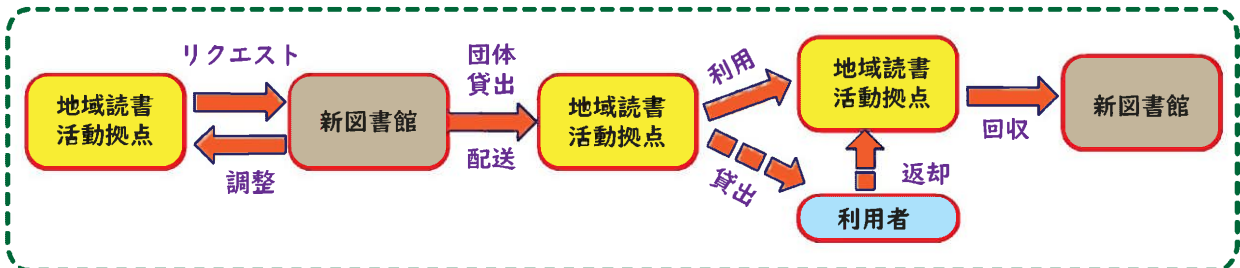
「地域読書活動拠点」の取り組み（案）

① 市立図書館の本を「地域読書活動拠点」にお届けします。

地域読書活動拠点として取り組みにご協力していただける施設や団体等に図書館の本をお届けします。本のお届けは次の2つのサービスを考えています。

（1）図書ユニットお届けサービス

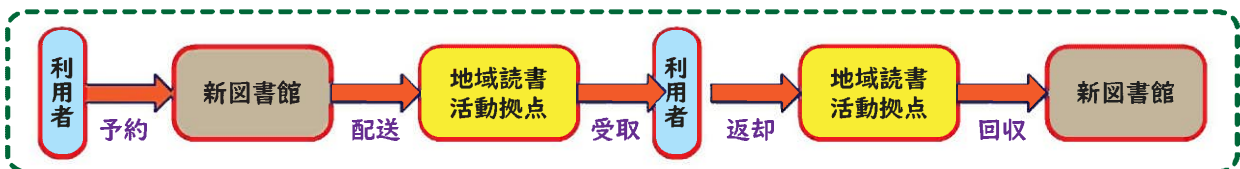
市立図書館が所蔵する本を、ご希望やその地域やご利用の方に適したテーマにそって図書館が選んだ「図書ユニット」をお届けします。図書ユニットは施設や団体などにまとめて1か月程度貸出します。施設内でのご利用のほか、貸出記録簿やカードなどに記入していただき、図書ユニットの貸出期間内にお返しいただければご自宅で読んでいただくことも可能です。



（2）個人向け予約本お届けサービス

新図書館にご来館いただくことがおつかしい方などを対象として、ご予約いただいた図書館が所蔵する本を、最寄りの地域読書活動拠点にお届けするサービスです。

貸し出した本は2週間後に同じ拠点施設にお返しいただき図書館が回収に上がります。



② 図書館司書がおうかがいします。

地域読書活動拠点に図書館司書がおうかがいし、子どもへの読み聞かせや、大人向けの朗読といった本を生かした交流活動などのイベントを開催します。また、地域や団体、施設等が独自に開催される読書活動へのお手伝いにもおうかがいします。

図書館を核とした読書活動推進モデル（案）

家庭・地域における読書活動推進

地区コミュニティセンター

地域の読書活動拠点の構築

- まちづくり協議会などとの連携による図書ユニットを活用した地域読書活動支援
- 読み聞かせなどの読書活動を通じた世代間交流支援
- 図書ユニットを活用した地域課題解決支援
- 読み聞かせなどによる地域参画支援
- 読書活動関連出前講座などの開催
- 地域活動や資産を生かした地域情報発信支援
- マイクロライブラリー設置支援

地域高齢者サロン

読書活動を通じた生きがいの創出

- 読書活動による健康増進支援
- 図書ユニットを活用した地域読書活動支援
- 読み聞かせなどの読書活動を通じた世代間交流支援
- 図書ユニットを活用した地域課題解決への参画支援
- 読み聞かせなどによる地域参画支援

家庭

読書活動を通じた家族の絆づくり

- 保護者に向けた児童・生徒の読書習慣の啓発
- 福祉部局などとの連携によるブックスタート事業の推進
- ファミリー読書リレー取り組み支援
- 青少年育成市民会議との連携による親子読書感想画取り組み支援
- 児童・生徒の発達段階に即した図書推せん

社会教育団体など

「お茶の間10選（実践）」の推進

「『亀山っ子』市民宣言」の具現化

- 「お茶の間10選（実践）」における家庭・地域の読書活動推進の支援
- 地域行事などにおける読書活動や親子読書感想画など「『亀山っ子』市民宣言」具現化の取り組み支援

地域住民の居場所

子どもの読書活動推進

幼稚園・認定子ども園・保育所

- 発達段階に即した推薦図書のユニット化による児童の読書習慣確立支援
- 読書チャレンジ推薦図書のユニット化による推進支援
- 図書館ボランティアによる読書活動推進支援
- ファミリー読書リレー取り組み支援
- 家庭教育出前講座との連携による保護者に向けた読書習慣の啓発

学校

- 学年など発達段階に即した推薦図書のユニット化による児童・生徒の主体的な読書活動の支援
- 読書チャレンジ推薦図書のユニット化による推進支援
- 司書教諭・学校司書・学校図書館ボランティアに向けた研修などの開催
- 学習指導要領に即した図書のユニット化による図書を生かした授業づくり支援
- キャリア教育支援・社会見学の受け入れ
- 児童・生徒に向けたレファレンス等による調べ学習支援
- 多言語図書による多文化共生学習の支援
- 多読関連図書のユニット化による英語学習支援
- 関連図書のユニット化による人権教育・平和学習支援
- レファレンス等による教職員に向けた地域学習支援
- 図書館ボランティアによる読書活動推進支援
- ファミリー読書リレー取り組み支援

放課後児童クラブ・放課後子ども教室

日常生活における読書習慣の確立

- 図書ユニットによる児童の主体的な読書活動支援
- 図書館ボランティアによる読書活動推進支援

子どもの居場所

図書館

ご意見やお問い合わせは……

亀山市教育委員会事務局生涯学習課（図書館整備担当）

Tel : 0595 - 84 - 5057 / Mail : syougaku@city.kameyama.mie.jp

図書ユニットイメージ

展示例



貸出用グッズ例



亀山市子どもの読書活動推進計画

（第4次亀山っ子読書推進プラン）

骨子案

令和3年 月

計画策定の背景と趣旨

本市は、固有の歴史や文化と四季折々の豊かな自然に恵まれたまちです。先人たちが知恵と工夫をかさね、この地を切り拓き、歴史や文化、豊かな自然が連綿と受け継がれてきました。昭和3年（1928年）に亀山町立図書館が開設され、昭和55年に若山町に新築移転してからは、子どもの読書活動の拠点としての役割を担ってきました。

将来を担う子どもたちは、これからの変化の激しい将来予測が困難な時代を生き抜くことができる力を一人ひとりが身につけることが求められます。このためには、子どもたちが地域の人々と交流し、豊かな自然や歴史資源を身近に感じながら、積極的に「ひと」「もの」「こと」に関わる、つながることができる機会をつくることが大切です。また、地域や社会、世界に向き合い関わり合う中で、さまざまなものに感動する心を持つとともに、ふるさと「亀山」を誇りに思えることが必要です。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

平成13年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定をふまえ、本市は、改定を重ねながら、平成29年3月に「第3次亀山市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その間、従来から取り組んできたブックスタート事業やファミリー読書リレー事業に加え、かめやま読書チャレンジ、あかちゃんタイム等を通して幼少期から子どもが読書に親しむ機会をつくってきました。また、全ての学校図書館に司書が配置され、子どもと本をつなぐ取り組みを充実させてきました。

平成28年には、「亀山市立図書館の今後の方向性」を策定し、親子・若年層に向けた読書活動をより厚く充実させることを教育委員会の方針として位置づけました。

さらに、平成29年には、図書館を駅前に移転拡充することを教育委員会の方針とした「亀山市立図書館整備基本構想」を策定、平成30年に策定した「亀山市立図書館整備基本計画」において、新図書館に「親子・児童に向けた機能」を設け、新図書館を核とした子ども読書活動の推進を図ることになりました。

令和4年度中に開館予定の新図書館では、新たに付与される機能の充実により、これまで十分に実施できなかった子どもの読書活動に対する取り組みを展開することが期待できます。加えて、ICT活用やSDGsなどの新しい視点、学習指導要領の改定、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定など社会情勢の変化により柔軟な対応が求められます。

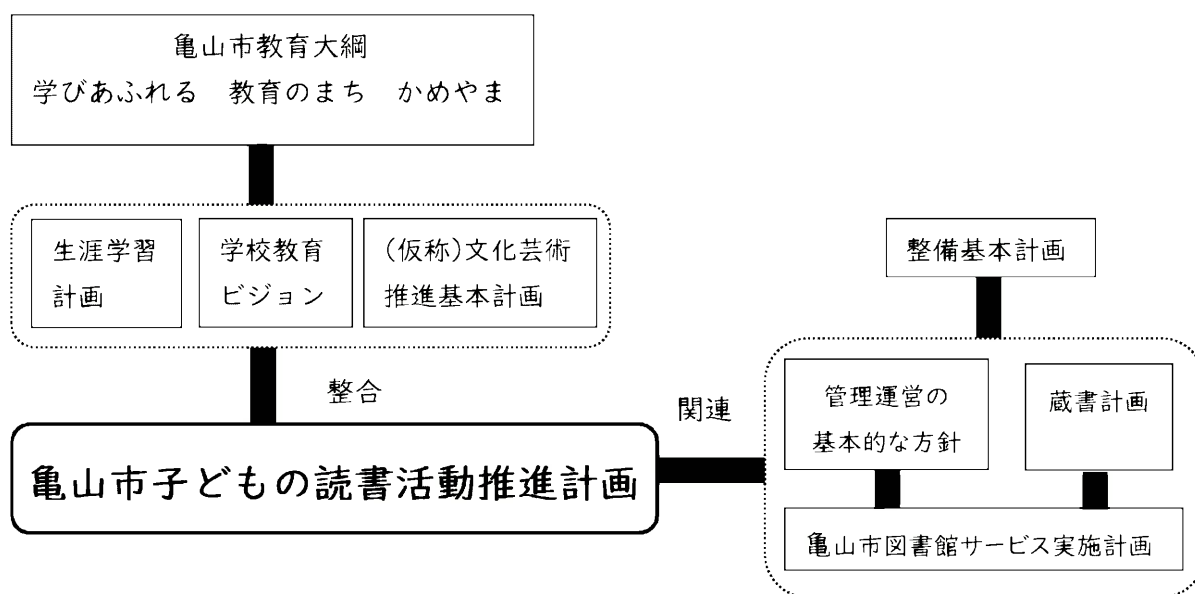
これらの変化を踏まえ、これまでの取り組みを改めて整理し、関係機関が連携して本市における子どもの読書活動をさらに推進していくため、亀山市子どもの読書活動推進計画（第4次亀山っ子読書推進プラン）を策定するものです。

2

計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく計画であるとともに、「亀山市教育大綱」の基本理念の実現に向けた実施計画となる「亀山市生涯学習計画」及び、「亀山市学校教育ビジョン」並びに「（仮称）亀山市文化芸術推進基本計画」の関連計画に位置づけるものです。

【亀山市子どもの読書活動推進計画と教育大綱・関連計画との関係図】



3

計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画の実施に当たっては、他の政策分野の計画との連携、調整を図るとともに、社会経済情勢の急激な変化や新たな課題に柔軟に対応するため、期間中であっても必要が生じた場合は見直しを行うものとします。

4

対象範囲

本計画の対象は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に基づき、主に0歳から概ね18歳以下の子どもとし、子ども読書活動の推進の施策の担い手と保護者をはじめ、教職員や保育士、行政職員、子どもの読書活動に関わる団体等とします。

【めざす子どもの姿】

読書を通して 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち

基本方針 1

生きる力を育む読書活動の推進

子どもたちが、将来予測が困難な時代を生き抜く力を身につけることができるように、自ら読書に親しみ、思考力や判断力等を高める取り組みを進めます。

基本施策1: 保育所、認定こども園、幼稚園等における読書活動の推進

基本施策2: 小中学校における読書活動の推進

基本施策3: 新図書館における読書活動の推進

基本施策4: 家庭・地域による読書活動の推進

基本方針 2

読書に親しむ環境づくり

子どもたちが家庭や学校、地域のなかで読書に関心を持ち、さまざまなものに感動する心を育み、自己肯定感を高めるように、身近な場所で読書に親しむことができる環境整備を進めます。

基本施策1: 居場所としての図書館づくり

基本施策2: 連携・協働による推進体制の整備

基本施策3: 子どもの読書活動を支える人材育成

基本施策4: 新図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点づくり

基本施策5: 誰もが利用しやすい図書館づくり(読書バリアフリーの推進)

基本方針 3

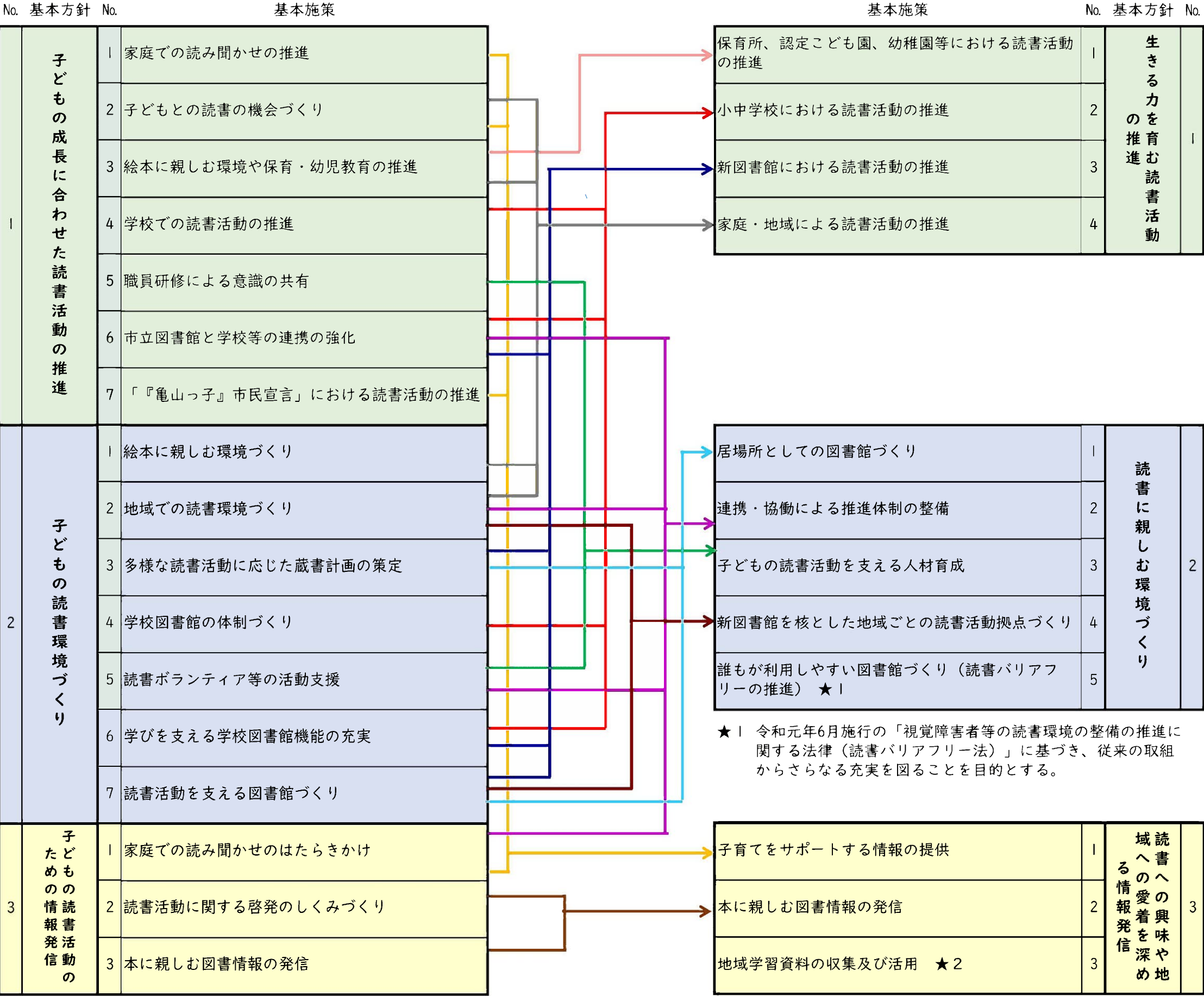
読書への興味や地域への愛着を深める情報発信

子どもたちや子どもの読書活動を担う関係機関が、さまざまな機会を通して読書への興味を高めるための情報発信を行うとともに、子どもの読書活動への理解や関心を深め、地域への誇りが持てるように、歴史・文化・自然などのまちの魅力の発信を進めます。

基本施策1: 子育てをサポートする情報の提供

基本施策2: 本に親しむ図書情報の発信

基本施策3: 地域学習資料の収集及び活用



★1 令和元年6月施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、従来の取組からさらなる充実を図ることを目的とする。

★2 従来から取り組んでいるものの十分ではないため、新たに施策とすることでさらなる充実を図ることを目的とする。